市町村等の地域防災計画における主な広報事項等について(東京都練馬区の例)

練馬区地域防災計画(平成18年修正)に基づき、事務局の責任で作成

| 広報主体 | | | 広 | 報主 | E体 | | | 裸馬区地域防災計画(平成18年修正)に基づざ、事務局の負任で作成 |
|------|-----|-----|-------|-----|---------|--------|-----|---|
| | 東京都 | 警視庁 | 東京消防庁 | 練馬区 | 区災害対策本部 | 指定公共機関 | その他 | 広報事項 |
| | | | | | | | | 感電事故の防止に関する広報、電力施設の被害状況、復旧予定等 |
| 練馬区 | | | | | | | | 消費者に対する広報 災害が発生した場合は、断線等による感電事故の防止に関する広報を行います。また、 阪神大震災の例では、停電が復旧したことによる無人の家屋での電気器具からの火災事 故が見られたことから、避難の際は各住宅のブレ・カ・を「断」にして避難するよう呼びかけます。 警戒宣言が発せられた場合は、報道機関を通じて、大規模な地震の発生に備えるための 具体的な電気の安全措置について広報を行います。 報道機関に対する広報 広範囲にわたる停電事故が発生した場合は、報道機関を通じて、電力施設の被害状況、 復旧予定等について迅速、適切に広報を行います。 地方公共団体等への対応 a.地方公共団体の災害対策本部から要員派遣の指示・要請があったときは、要員を派遣します。 b.電力施設等の被害状況、復旧状況等については官公署に対し、迅速・的確に報告します。 b.電力施設等の被害状況、復旧状況等については官公署に対し、迅速・的確に報告します。 1. 防災本編 第2部災害予防計画 第2章 建築物・社会基盤・公共交通機関等の防災 第9節電気施設防災計画 3. 防災計画 |
| | | | | | | | | (4) 広報 被災住民への適切な情報伝達 |
| 練馬区 | | | | | | | | 災害が発生した場合は、所定の情報 連絡体制に基づき、被害状況を把握し、伝達し、的確な応急対策を実施します。また、社 会的混乱を最小限にとどめ、区民が各自の身の回りから自分の可能な災害対策をはじめ ることができるように、被災住民に対して、適切な情報伝達などを行います。 「防災本編 第3部災害応急対策計画 第2章情報の収集と伝達 |
| | | | | | | | | 消防団本部または分団本部からの指示・命令、避難命令、避難勧告等 |
| 消防団 | | | | | | | | 消防団は、震災が発生した場合に、次のように活動します。 2.地域に密着した防災機関として、災害の初期対応を行うとともに、携帯無線機を活用し、消防活動 上必要な情報や被災状況の情報収集、報告、および消防団本部または分団本部からの指示・命令の伝達を行います。 6.避難命令、避難勧告等が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに関係機関と連絡をとりながら、避難者の安全確保と避難場所の防護活動を行います。 1. 防災本編 第3部災害応急対策計画 第7章消火・救助・救急 第2節消防団活動 |

| 広報主体 | | | 広 | 報主 | E体 | ζ. | | |
|--------|-----|-----|-------|-----|---------|--------|-----|--|
| | 東京都 | 警視庁 | 東京消防庁 | 練馬区 | 区災害対策本部 | 指定公共機関 | その他 | 広報事項 |
| | | | | | | | | 勧告または指示の内容 |
| 災害対策本部 | | | | | | | | 災害対策本部(広報部)は、勧告または指示の内容を、次の方法により区民に迅速的確に伝達します。また、同一の内容を区のホームページ等にも表示します。 防災行政無線、広報車、その他協定等による伝達・表示手段 警察署、消防署等関係機関の実施する広報活動 町会、区民防災組織の協力による口頭伝達 |
| | | | | | | | | 第1節避難拠点への避難 2.避難勧告または避難指示の伝達 |
| | | | | | | | | 遊難情報 |
| 防災会等 | | | | | | | | (1)避難勧告・指示が出た場合や、大規模な延焼火災が発生したときは、避難する旨を 区域内に伝達し、周知もれのないよう注意します。特に高齢者やからだの不自由な方に ついては、日頃の情報に基づいて、手分けして伝達に努めます。 」防災本編 第3部災害応急対策計画 第8章避難 第1節避難拠点への避難 3.防災会等の役割 |
| | | | | | | | | 個別広報、ヘリコプターによる上空からの広報 |
| 警視庁 | | | | | | | | (1)避難道路等の要点に警戒員を配置し、現場における個別広報のほか、ヘリコプターによる上空からの広報活動を行います。 : 防災本編 第3部災害応急対策計画 第8章避難 第1節避難拠点への避難 4.警視庁の役割 |
| | | | | | | | | 避難命令·避難勧告 |
| 消防団 | | | | | | | | 避難命令・避難勧告が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに、関係機関と連携をとりながら避難者の安全確保と避難場所の防護活動を行います。 「防災本編 第3部災害応急対策計画 第8章避難 第1節避難拠点への避難 6.消防団の役割 |

| 広報主体 | | | 広 | 報主 | E体 | 7 | | |
|----------------------|-----|-----|-------|-----|---------|--------|-----|---|
| | 東京都 | 警視庁 | 東京消防庁 | 練馬区 | 区災害対策本部 | 指定公共機関 | その他 | 広報事項 |
| | | | | | | | | 医療救護所の開設状況、区内医療機関の診察可能状況、人工透析可能な機関 等 |
| 災害対策本 部·医療衛生 部 | | | | | | | | 災害対策本部・医療衛生部は、次の要領で活動します。 5. 医療救護所の開設状況、区内医療機関の診察可能状況、人工透析可能な機関等を区民に広報するように努めます。 (都立病院および東京都災害拠点病院の被害については東京都から、救急告示医療機関の被害については東京消防庁から伝達されます。) 「防災本編 第3部災害応急対策計画 第9章医療救護 第1 節医療情報の収集と伝達 |
| | | | | | | | | ごみの分別、出し方 |
| 災害対策本部 | | | | | | | | 災害対策本部・復旧部は次の要領によりごみの処理に協力します。 2.災害によって発生したごみは、可燃ごみと不燃ごみに分別して所定の臨時集積所に出し、既存のごみ置場には出さないよう、広報部を通じて区民への周知に努めます。 |
| | | | | | | | | 学校防災井戸等からの水の運搬の仕方、水洗トイレの流し方 仮設トイレの設置場所、使用のルール |
| 避難拠点要員 | | | | | | | | 避難拠点要員は、避難拠点運営連絡会の協力を得ながら、当面のし尿対策を、次の要領で実施します。 1. し尿処理の基本方針を確認します。 2. 学校防災井戸等からの水の運搬の仕方、水洗トイレの流し方を掲出し、避難者に周知します。(使用するトイレはなるべく1階を指定) 3. 万一仮設トイレを使用することになった場合は、設置場所、使用のルール等を定め、避難者に周知するとともに、使用することになった旨を災害対策本部・教育拠点部に報告します。 |

| 広報主体 | | | 広 | 報三 | E体 | Z | | |
|--------------------------|-----|-----|-------|----|----|--------|-----|--|
| | 東京都 | 警視庁 | 東京消防庁 | 練馬 | 害 | 指定公共機関 | その他 | 広報事項 |
| | | | | | | | | がれきの分別等 |
| 災害対策本 部·復旧部·環 境清掃部 | | | | | | | | 災害対策本部・復旧部・環境清掃部は、次の要領でがれきを処理します。(「がれき処理マニュアル」) 3.廃木材、コンクリート、金属に分別してがれき置場に搬入するよう、緊急道路障害物除去を行う機関・団体および区民に、広報部を通じて周知します。 被災建物の解体とがれきの撤去 被災建物の解体、がれき撤去は本来私有財産の処分であり、原則として所有者がその責任において行うべきです。(区民からの問い合わせに対しては、その旨回答し理解を求めます。) しかし、特例措置を国が講じる等、場合によっては行政として実施することがありえます。その場合には練馬区災害対策本部・広報部は、次の事項を区民に周知します。・被災建物の解体、がれき撤去を行政として行うことになったこと・解体、撤去の対象・申請の資格・申請の時期、受付場所 防災本編 第3部災害応急対策計画 14章ごみ・し尿・がれきの処理 第3節がれきの処理 |
| | | | | | | | | 防疫・保健衛生の呼びかけ |
| 災害対策本 部·広報部 医療衛生部 | | | | | | | | 災害対策本部・広報部は、防疫・保健衛生の呼びかけを、防災行政無線、広報車、避難拠点内広報紙等を通じて避難者および区民に周知します。 医療衛生部は、次の要領で防疫活動を行います。 4.状況に応じて防疫班を編成し、次の業務を行わせます。 感染症予防のための広報及び健康指導 防災本編 第3部災害応急対策計画 第15章防疫・保健衛生 第1節防疫 |
| | | | | | | | | 被害、応急対策および生活情報 |
| 災害対策本 部·広報部 | | | | | | | | 災害対策本部・広報部は、次の要領で広報活動を行います。 1.本部が把握する情報を基に、被害、応急対策および生活情報を避難者および区民に周知するよう努めます。 2.固定系防災無線、広報車両等の広報手段を利用して、次の事項の広報に努めます。また、区のホームページ、ケーブルテレビ、情報表示板なども活用します。(広報事項の例)・地震の規模、震源・出火予防の呼びかけ(電気ガス灯油器具の始末等)・避難の時期、方法・通園児童生徒等の安否・災害要援護者等の安否確認と援助の呼びかけ 防災本編 第3部災害応急対策計画 第17章 広報・相談 第1節 広報 |

| 広報主体 | | 広報主体 | | | | | | |
|----------------|-----|------|-------|-----|---------|----|-----|---|
| | 東京都 | 警視庁 | 東京消防庁 | 練馬区 | 区災害対策本部 | 甘首 | その他 | 広報事項 |
| | | | | | | | | 火災等の災害拡大の状況、避難の方法と避難先等 |
| 災害対策本 部·広報部 | | | | | | | | 災害対策本部・広報部は、次の要領で広報活動を行います。 3.避難勧告や避難指示が発令されるなど、避難が必要となった場合には、次の事項の 広報を行います。 ・火災等の災害拡大の状況 ・避難が必要な地域 ・避難が必要な地域 ・避難の方法と避難先 ・家を出る時の注意(電気プレーカーを落とす等) 防災本編 第3部災害応急対策計画 第17章 広報・相談 第1節 広報 |
| | | | | | | | | 消防署の広報活動の重点 |
| 消防署 | | | | | | | | 消防署は、次の要領で広報活動を行います。 1.主に次の事項に重点を置いた広報活動を実施します。 出火防止、初期消火、救出救護および災害要援護者への支援の呼びかけ 火災および水災に関する情報 避難勧告または避難命令等に関する情報 人心安定を図るための情報 救急告示機関等の診療情報 その他区民が必要としている情報 防災本編 第3部災害応急対策計画 第17章 広報・相談 第1節 広報 |
| | | | | | | | | 相談内容への回答 |
| 教育拠点部 | | | | | | | | 教育拠点部は、次の要領で相談活動を行います。 1.被災者からの照会に対する回答マニュアルを広報部から入手し、各避難拠点に周知します。 2.各避難拠点から受けた相談内容を本部各部に照会し、回答を避難拠点へ伝達します。 防災本編 第3部災害応急対策計画 第17章広報・相談 第2節相談 |

| 広報主体 | | | 広 | 银主 | E体 | ζ. | | |
|--------|-----|-----|-------|-----|---------|--------|-----|--|
| | 東京都 | 警視庁 | 東京消防庁 | 練馬区 | 区災害対策本部 | 指定公共機関 | その他 | 広報事項 |
| | | | | | | | | 被災者からの照会への回答マニュアル |
| 広報部 | | | | | | | | 広報部は、次の要領で相談活動を行います。 1.被災者および区民からの相談問い合わせ窓口を設置し、周知します。 2.被災者からの照会に備えて、回答マニュアルを用意します。 (回答マニュアル項目例) ・関係機関連絡先 ・水漏れガス漏れ連絡先 ・建築物の危険度判定 ・建築物の解体 ・がれきの撤去 ・仮設住宅申込み ・り災証明 ・融資 ・区民相談 ・安否情報 ・行方不明者の調査 ・障害者支援 ・ボランティア紹介 ・来区ルート 防災本編 第3部災害応急対策計画 第17章広報・相談 第2節相談 |
| | | | | | | | | 応急教育計画 |
| 学校長·園長 | | | | | | | | 5.学校長·園長は、以下の要領で応急教育に対応します。 (4)決定した応急教育計画を、広報部の協力も得て、保護者および児童等に周知します。 防災本編 第3部災害応急対策計画 第19章応急教育·保育 第1節応急教育 |
| | | | | | | | | 応急保育計画 |
| 保育園長 | | | | | | | | 児童館および学童クラブについても本節に準じるものとします。 4.保育園長は、以下の要領で応急保育に対応します。 (4)決定した応急保育計画を、広報部の協力も得て、保護者および園児に周知します。 防災本編 第3部災害応急対策計画 第19章応急教育・保育 第2節応急保育 |

| 広報主体 | | | 広 | 報主 | E体 | | | |
|------------|-----|-----|-------|-----|---------|--------|-----|---|
| | 東京都 | 警視庁 | 東京消防庁 | 練馬区 | 区災害対策本部 | 指定公共機関 | その他 | 広報事項 |
| | | | | | | | | 保安確保のための広報活動 |
| 東京ガス(株) | | | | | | | | (1) 広報活動 災害の発生が予想される場合、または災害が発生した場合は、災害発生前、災害発生直後、復旧作業中塔の各時点において、状況に応じた広報活動を行います。 災害発生後、ガスの供給を継続する地区の需要家に対しては、必要に応じて保安確保のための広報活動を行います。 (2) 広報の方法 広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じて、直接当該地域へ周知します。 また、地方自治体等の関係機関とも必要に応じて連携を図ります。 防災 本編第3部災害応急対策計画 第22章ライフライン 第4節ガス[東京ガス(株)] 5.災害時における広報 |
| | | | | | | | | 通信途絶、利用制限の理由、内容等 |
| 東日本電信電話(株) | | | | | | | | (5)災害のため通話が途絶し、または利用の制限を行ったときは、トーキー装置による案内、広報車、ラジオ、テレビ、窓口等の方法によって利用者に周知します。ア.通信途絶、利用制限の理由イ.通信途絶、利用制限の内容ウ.災害復旧に対してとられている措置および応急復旧状況等エ.通信利用者に協力を要請する事項オ.その他の事項 |
| | | | | | | | | 避難場所の位置、災害に関する状況 |
| 西武鉄道(株) | | | | | | | | 列車の停止が長時間にわたるときや、火災等の二次災害の危険が切迫しているときは、 乗客の安全確保のため、的確な避難誘導等を行います。 (1)駅長は、係員を指揮して旅客をあらかじめ定めた、臨時避難場所に、混乱を生じない よう誘導し避難させます。 (2)さらに避難させる必要が生じたときは、避難場所の位置、災害に関する状況を旅客に 伝達し秩序維持に協力します。 防災 本編第3部災害応急対策計画 第23章公共交通機関 第3節旅客の避難誘導 西武鉄道(株) |

| 広報主体 | | | 広 | 報主 | E体 | | | |
|-------|-----|-----|-------|-----|---------|--------|-----|--|
| | 東京都 | 警視庁 | 東京消防庁 | 練馬区 | 区災害対策本部 | 指定公共機関 | その他 | 広報事項 |
| | | | | | | | | 出火防止のための指導、消防相談所の設置 |
| 東京消防庁 | | | | | | | | 地震後における出火防止を図るため、次のような指導を行うとともに、消防署と消防出張所等に、災害の規模に応じて消防相談所を設置し、相談にあたります。 1.被災建物、仮設建物および避難所等における火災予防対策の徹底 2.電気、都市ガス等の機能停止に伴う火気使用携帯の変化に対応した出火防止および機能復旧時における出火防止対策の徹底 3.危険物施設等における余震に対する警戒体制、構造・設備に関する点検等の教科 4.火災によるり災証明等各種手続の迅速な実施 防災 本編第3部災害応急対策計画 第25章 区民生活の援護 第4節 生活の安定(東京消防庁) |